

令和7～9年度 広島高速自家用電気工作物保安管理業務 条件明示書

1. 業務の積算について

(1) 積算基準

1) 電気通信施設点検業務積算基準(案) (国土交通省 令和2年11月)

(2) 歩掛

1) 電気通信設備

①電気通信施設点検業務積算基準標準歩掛(案) 【業務計画等】 (国土交通省 平成28年11月)

②電気通信施設点検業務積算基準標準歩掛(案) 【個別点検】 (国土交通省 令和3年12月)

③電気通信施設点検業務積算基準標準歩掛(案) 【巡回点検】 (国土交通省 令和元年12月)

(3) 労務単価

1) 公共工事設計労務単価(広島県 令和6年3月)

2. 旅費・交通費について

ライトバン運転(1500cc5人乗り)には、原則とし、運転労務費は計上しない。

(1) 旅費交通費及び移動拘束費に要する費用は、次式により算出する。

旅費交通費等= 対象労務費×(滞在率×滞在係数+(1-滞在率)×日々通勤係数)×所在地補正係数

(滞在率：0%、滞在係数：0.4、日々通勤係数：0.1、所在地補正係数：0.8)

なお、本業務受注者には、ETC業務用プレートを貸与する予定であるため、有料道路利用料は計上しない。

3. 安全費について

(1) 安全施設等に要する費用は、次式により算出する。

(安全費) = (労務費) × (安全費率) (安全費率：2.5%)

4. その他について

(1) 年次点検で商用電源から切り離れた施設(負荷)に自家発電装置の電気を供給するため、次の内容のリース料と運搬費を見込んでいる。

仕様	台数	日数	搬入場所
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 100kVA 3相3線210V	1	1	公社本社
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 100kVA 3相3線210V	1	1	福田電気室
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 25kVA 1相3線210-105V	1	1	
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 25kVA 3相3線440V	1	1	馬木電気室
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 10kVA 3相3線210V	1	1	宇品電気室
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 25kVA 1相3線210-105V	1	1	
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 100kVA 3相3線460V	1	3	沼田電気室
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 45kVA 3相3線210V	1	3	
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 25kVA 3相4線182-105V	1	3	
ガソリン発電装置 2kVA 1相2線105V	1	3	中広電気室
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 100kVA 3相3線460V	1	3	
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 45kVA 3相3線210V	1	3	
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 25kVA 1相2線105V	1	3	

(2) (1)の仮設発電機の燃料費の算出において、使用時間は次のとおり見込んでいる。

使用場所	仮設発電機 使用時間
公社本社	4時間
福田電気室	4時間
馬木電気室	4時間
宇品電気室	4時間
沼田電気室	8時間
中広電気室	8時間

5. 技術管理費について

(1) 技術管理費に要する費用は、次式により算出する。

$$(\text{技術管理費}) = \text{【(直接人件費) + (賃金) + (機械経費)】} \times (\text{技術管理費率})$$

(技術管理費率：10.0%)

6. その他

(1) 広島高速道路公社・高速1～4号線の年次点検（予定）

広島高速道路公社・高速1～4号線の年次点検は、昼間作業とする。ただし、別途工事等によって、道路を通行止めにする機会がある場合は深夜作業とする。この場合は、別途発注者より指示し、契約変更の対象とする。

(2) 主任技術者について

業務を行うため、以下の内容を見込んでいる。

・毎月の業務報告（協議）・・・点検技術者 2時間




・年次点検立会・・・点検技術者 1日/1事業場

(3) 工事期間中の点検及び臨時点検について

点検を実施した場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

(4) この仕様書に疑義があるときには、又は定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

広島高速道路公社 受変電設備位置図

凡 例	
	供 用 区 間
	事 業 中
	都計済(アセス手続完了含む)

